

KPMG Insight

KPMG Newsletter
July 2014

会社法の一部を改正する
法律等の成立



A large, dense cloud of text words in various colors (blue, orange, grey) forms the background of the page. These words represent various business and legal topics such as Audit, IFRS, Tax, Companies Act, Compliance, Global Management, M&A, Cyber Security, Accounting, Advisory, and Revenue Recognition, among others. The words are repeated multiple times in different sizes and orientations.

Volume 7

会社法の一部を改正する法律等の成立

有限責任あづさ監査法人

パートナー 和久 友子

シニアマネジャー 増田 靖史

平成25年11月29日に、会社法の一部を改正する法律案等が国会に提出され、平成26年6月20日の通常国会において成立しました。施行期日は、公布の日から起算して1年6ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（改正会社法附則1）、平成27年4月ないし5月とされることが見込まれています¹。改正会社法は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化、ならびに株式会社およびその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の社外性要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度（多重代表訴訟制度）の創設、株主による組織再編の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするもので、「I 企業統治の在り方」および「II 親子会社に関する規律」の見直しに大別されます。

本稿は、上記の主な改正点について見直しの背景および実務への影響をわかり易く解説するものです。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- 会社法の一部を改正する法律は、企業統治の在り方および親子会社に関する規律の見直しを行ったものである。
- 社外取締役の選任の義務付けは見送られたものの、社外取締役を置かない場合には「置くことが相当でない理由」の説明が必要とされた（“Comply, or explain” 規制の導入）。
- 社外取締役を活用するため、新たな株式会社の機関設計として、監査等委員会設置会社制度が新設された。
- 社外取締役の要件として、親会社等・兄弟会社の関係者でないものであることおよび株式会社の関係者の近親者でないことが追加された。
- 株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容は、監査役（会）等が決定することとされた。
- このほか、募集株式の発行等により支配株主が異動する場合における第三者割当規制の導入、多重代表訴訟制度の新設、キャッシング・アウト法制の整備、株主による組織再編の差止請求制度の拡充等が行われた。



わくともこ
和久 友子
有限責任あづさ監査法人
パートナー



ますだ やすし
増田 靖史
有限責任あづさ監査法人
シニアマネジャー

1 2014年5月13日開催参議院法務委員会谷垣禎一法務大臣発言（参議院公報参照）。

I 経緯と背景

平成24年9月7日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は「会社法制の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という）をとりまとめ、法務大臣に答申しました。これに基づく会社法の一部を改正する法律案（以下「改正会社法案」という）および会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（以下「整備法」という）が平成25年11月29日に閣議決定され、同日臨時国会（第185回国会）に提出されました。しかし、当該臨時国会では成立せず、平成26年の通常国会（第186回国会）において6月20日に成立しました。

改正会社法案の基礎となった要綱は、平成22年2月24日付の法務大臣による法制審議会への諮問第91号に対するものであり、会社法制部会（部会長 岩原紳作東京大学教授（当時）における同年4月からの約2年半にわたる審議（東日本大震災を踏まえた一時中断を含む）の成果といえます。改正会社法案はほぼ要綱の内容を反映していますが、与党による法案審査等により一部修正されました。こうした過程を経て提出された改正会社法案は、形式的事項を除いて改正会社法として成立しました²。

改正会社法は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化、ならびに株式会社およびその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の社外性要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度（多重代表訴訟）の創設、株主による組織再編の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするもので、「企業統治の在り方」および「親子会社に関する規律」の見直しに大別されます。

本稿では、上記の主な改正点について見直しの背景および実務への影響を解説するものです。また、原稿末尾に掲載している付録には改正会社法の内容を要約したものを一覧表の形で掲載しているため、ここで解説している項目を含め、要綱の全体像を把握するためにご活用いただければ幸いです。なお、本章における会社法の条文番号は、特に断らない限り、改正後の会社法の規定によるものです。

II 企業統治の在り方

1. 社外取締役の選任の義務付けの見送り

社外取締役の選任の義務付けについては見送られたものの、英国の“Comply, or explain”（遵守せよ、そうでなければ説明せよ）の考え方倣った規律が導入されました。すなわち、事業年度の末日において公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社が社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないとされました（会327の2）。

また、法務省令により、当該株式会社が社外取締役を置いていない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告の記載事項とともに、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出する場合にも、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類において説明しなければならないとされる予定です。その他それぞれ以下のような規定についても追加予定です。

（事業報告における開示）

- ・「相当でない理由」は、個々の株式会社の各事業年度における事情に応じて記載しなければならないこと。
- ・社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないこと。

（株主総会参考書類における開示）

- ・「相当でない理由」は、個々の株式会社の当該時点における事情に応じて記載しなければならないこと。
- ・社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないこと。

このように「社外取締役を置かないことが相当な理由」ではなく、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明が必要とされ、一般的には、社外取締役の適任者がいないということのみでは足りず、相当でないとまでいえる程度の理由の説明が必要になることから、社外取締役を置かずにその理由を開示するよりも、社外取締役を置こうというインセンティブが一定程度働いているものと考えられます³。

さらに、改正会社法の附則として、政府は、法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措

2 整備法案については、水俣病被害者の救済および水俣病問題の解決に関する特別措置法の改定規定を追加するための修正が行われた。

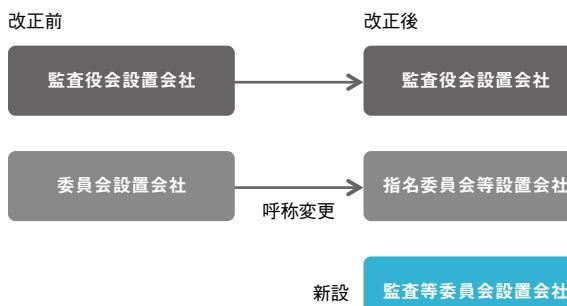
3 2014年6月現在、社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は7割を超えており、74.2%（前年比+253社、+11.9%）である（東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況（速報）」2014年6月17日）。

置を講ずるものとされました（改正会社法附則25）。このため、施行後2年後の状況によっては、社外取締役の設置が義務付けられる可能性があります。

2. 監査等委員会設置会社制度の新設

株式会社の機関設計として、「監査等委員会設置会社」が新設されました（図表1参照）。監査等委員会設置会社とは、定款の定めによって、監査等委員会を置く株式会社をいいます（会2⑪の2）。なお、要綱では「監査・監督委員会設置会社（仮称）」とされていましたが、改正会社法では「監査等委員会設置会社」と呼称が変更されました。また、「監査等委員会設置会社」と明確に区別する観点から、従来の「委員会設置会社」は「指名委員会等設置会社」に呼称が変更され、指名委員会等とは、指名委員会、監査委員会および報酬委員会とされました（会2⑫）。

図表1 機関設計の選択肢



この新たな機関設計は、社外取締役の機能を活用するために設けられたものです。監査役会設置会社については、少なくとも2人の社外監査役（会335Ⅲ）に加えて社外取締役も選任することに重複感・負担感があり、また、指名委員会等設置会社については、指名・報酬・監査の三委員会をセットで置かなければならず、特に指名委員会を置くことに対する経営者の抵抗感から、採用数が低調にとどまっているといえます。

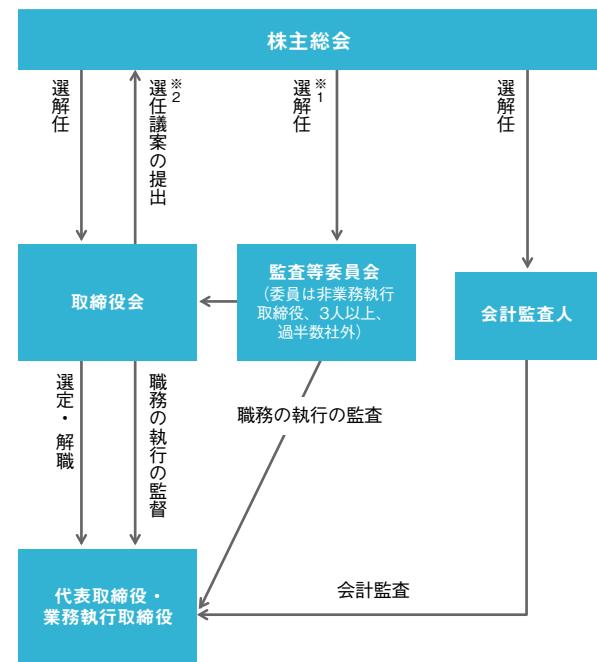
監査等委員会は、ある部分については監査役設置会社の規律、また別のある部分については指名委員会等設置会社の規律に倣ったものとなっていますが、後述するように監査等委員会設置会社独自の規律もいくつか設けられています。このことから、監査等委員会設置会社制度は、監査役会設置会社および指名委員会等設置会社と並列に位置付けられる組織形態であるといえます。

監査等委員会設置会社は、取締役会および会計監査人の設置が義務付けられ、（会327Ⅰ③、V）。監査役は置いてはならないとされています（会327Ⅳ）。指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならないとされています（会327Ⅵ、すなわち、監査等委員会設置会社は、三委員会を置いてはな

りません）。業務執行は、代表取締役または業務執行取締役（会363Ⅰ各号）が行うとされ、執行役は置かれません（会402Ⅰ）。

また、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役とは区別して、監査役会設置会社と同様に、株主総会決議によって選任するものとされています（会329Ⅱ、株主総会選任型）。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成を行います（会399の2Ⅲ①）。監査等委員会は監査等委員3人以上で組織するものとされます（会331Ⅵ）。監査等委員は、指名委員会等設置会社の監査委員会と同様、取締役でなければならず（会399の2Ⅱ）、かつ、その過半数は社外取締役でなければならず（会331Ⅵ）、監査等委員会設置会社の業務執行取締役等を兼ねることができません（会331Ⅲ、図表2参照）。

図表2 監査等委員会設置会社



*1 解任は特別決議

*2 監査等委員会である取締役の選任議案を提出するには、監査等委員会の同意が必要。
会計監査人の選任等議案については監査等委員会が決定。

このほか、監査等委員である取締役の任期は、2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時まで）であり、短縮することはできません（会332Ⅳ・I）。監査役の任期の4年（会336Ⅰ）より短く、指名委員会等設置会社の監査委員の任期の1年（会332Ⅵ）より長いといえます。監査等委員以外の取締役の任期は1年とされています（会332Ⅲ・IV）。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員以外の取締役とは別に定款または株主総会の決議によって定めることとされています（会361Ⅰ、会361Ⅱ・会I）。

常勤の監査等委員は義務付けられておらず、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を利用するという考え方方がとられています。なお、要綱で示されていた常勤の監査・監督委員の有無等を事業報告の内容とすることについては、今後当該規定を盛り込んだ会社法施行規則の改正が予想されます。

また、監査等委員会および各監査等委員は、それぞれ指名委員会等設置会社の監査委員会および各監査委員が有する権限と同様の権限を有するものとされています（会399の3～399の7）。これに加え、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選解任または辞任、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができます（会342の2Ⅳ、361Ⅵ、399の2Ⅲ③）。これは、指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会に準ずる機能を監査等委員会が担うようにするために設けられた措置です。取締役（監査等委員である取締役を除く）との利益相反取引等について、監査等委員会が事前に承認した場合には、取締役の任務懈怠の推定規定（会423Ⅲ）が適用されないといったメリットもあります（会423Ⅳ）。

さらに、監査等委員会設置会社の取締役会は、原則として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないものとされています（会399の13Ⅳ）。ただし、次のいずれかの場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項（会416Ⅳ各号）に概ね相当する事項を除く）の決定を、取締役に委任することができます（会399の13Ⅴ、Ⅵ）。

- ① 取締役の過半数が社外取締役である場合
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部の決定を取締役に委任することができる旨を定款で定めた場合

監査役制度は、業務執行に関与することによる自己監査リスクを回避するため、業務執行と距離を置くことにより独立性を確保して監査役が監査機能を果たすという点に重きがあり、監査等委員会制度は、監査等委員が経営者の選定等に関与することを通じて監督機能を果たすことが重視されています。

コーポレート・ガバナンス向上の観点から監査等委員会設置会社制度への移行の是非について、早期に検討を開始するのが肝要と思われます。

3. 社外性要件の厳格化

社外取締役等に期待される監査・監督機能の実効性を高めるという観点からは、会社（経営者）からの独立性が必要ですが、会社法における社外性要件は必ずしも独立性の要件とイコールの関係にはありません。

会社法により独立取締役等の要件を定めるには法的安定性の観点から一定の限界があると思われますが、改正会社法では、以下の（1）および（2）についての見直しが盛り込まれました。

なお、（1）は社外性要件を厳格化するものであり、改正会社法附則第4条において、経過措置が設けられています。すなわち、新法の施行の際、現に旧法第2条第15号に規定する社外取締役または同条第16号に規定する社外監査役を置く株式会社の社外取締役または社外監査役については、新法施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、新法第2条第15号または第16号の規定にかかわらず、従前の例によるとされています（改正会社法附則4）。一定の経過措置はあるものの、現在の社外取締役等が社外性要件を満たしているかどうか、早急に確認する必要があります。

（1）社外取締役等の要件における親会社等の関係者等の扱い

社外性要件に、親会社等の関係者でないものであることが新たに追加されました（会2⑯ハ、⑯ハ）。いわゆる兄弟会社の関係者でないことも要件に追加されました（会2⑯ニ、⑯ニ）。これに伴い、次に示すとおり、「親会社等」、「子会社等」といった用語も新たに定義されました。

用語	定義
親会社等 (会2④の2)	次のいずれかに該当するものをいう。 ① 親会社 ② 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く）として法務省令で定めるもの
子会社等 (会2③の2)	次のいずれかに該当するものをいう。 ① 子会社 ② 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

社外性要件として、株式会社の関係者の近親者（配偶者または2親等内の親族）でないことも追加されました。当該近親者には、取締役等の近親者のほか、支配人その他の重要な使用人または親会社等（自然人であるものに限る）の近親者（配偶者または2親等内の親族）も含まれます（会2⑯ホ、⑯ホ）。

（2）社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

改正前は、過去に1度でも経営者の指揮命令系統に属したことがある者は、社外取締役等の各要件を満たさないことになっていました（旧会2⑯、⑯）。ここで、「過去」が「就任前10年間」に限定されました。これは、たとえ経営者の指揮命令系統に属していても、一定期間を置けば社外取締役等に期待される機能を果たすことができるであろうことから、社外性要件の厳格化に伴う人材確保の要請等にも配慮したものです。一定期間については、10年ではなく、10年より短くすべき、たとえば5年にすべきとの意見もありましたが、平成13年改正前に

5年間とされていたもののその後改正されて現在の規律となつたという過去の経緯を踏まえ、10年とされました。

具体的には、就任する前10年間株式会社またはその子会社の業務執行取締役・執行役または支配人その他の使用人であったことがない者であれば、要件を満たすことができるようになります（会2⑯イ）。また、就任する前10年内のいずれかの時において、株式会社またはその子会社の取締役・会計参与・監査役であったことがある者にあっては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前10年間当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役・執行役または支配人その他の使用人であったことがないことを要することになります（会2⑯ロ）。

社外監査役の要件についても同様の見直しがされました（会2⑯イ、ロ）。

4. 取締役および監査役の責任の一部免除

現行、社外取締役・社外監査役、会計参与および会計監査人に認められている責任限定契約（会427 I）について、業務執行取締役・執行役または支配人その他の使用人でない取締役、すべての監査役も締結することができることになりました（会427 I①ロ・ハ）。

また、責任限定限度額（会425 I）の算定に際しても、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乘すべき数について、社外かどうかという切り口ではなく、業務執行をしているかどうかで区分する考え方方に変更されました。具体的には、業務執行取締役等（会2⑯イ）以外の取締役については2とされました（会425 I①ハ）。

これを受け、社外でない監査役などと責任限定契約を締結することとする場合には、そのための定款変更が必要となる場合があることに留意が必要です。

5. 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権の監査役等への付与

改正前は、会計監査人の選解任・不再任の株主総会議案の決定には、監査役の過半数（監査役会）の同意が必要とされ、監査役（会）は取締役に対して、これらの議案の株主総会への提出請求権を有していましたが、会計監査人選解任等に関する議案の内容の決定権は取締役にありました。また、会計監査人の報酬の決定権は取締役にあり、監査役（会）は同意権を有するのみとされていました。これに対し、以前より経営者が会計監査人の選解任等に関する議案や報酬の決定権を有すると、会計監査人の立場を弱くし、適切な会計監査の実施が危ぶまれるのではないかという（いわゆる「インセンティブのねじれ論」）が強く主張されてきました。

今回の改正では「インセンティブのねじれ論」を受け、会計監査人の選解任等の議案の内容については、監査役（会）が決定権を有することとされました（会344 I、III）。監査等委員

会設置会社についても、会計監査人の選解任等の議案の内容の決定権限は監査等委員会が有することになりました（会399の2Ⅲ②）。

他方、指名委員会等設置会社も含め、会計監査人の報酬の決定権者の変更については要綱段階で見送られました。ただし、会社法制部会において、監査役による、会計監査人の報酬の同意権限の行使状況、すなわち、具体的にどのような理由でその選解任等の議案を決定したのか、報酬に同意したのか等を、監査報告または事業報告において開示すること、監査役がこうした権限を適切に行使する際の実務指針を日本監査役協会等の関係者間で作成することが提案され、会社法施行規則を検討するにあたってこれらの点が考慮されることが見込まれます。このため、今後の動向に留意が必要です。

6. 第三者割当規制

従来、第三者割当による新株発行は、既存株主の権利が大きく希薄化する場合においても、特に有利な発行価額による割当でない限り、会社の資金調達の機動性を確保する観点から、取締役会の決議のみで行うことができました。他方、会社の支配権は株主によって決定されるべきであり、会社の支配権が変更されるような大規模な第三者割当増資は本来、株主総会の決議を要するべきとの批判もありました。加えて昨今、既存株主の利益を著しく毀損する大規模な第三者割当増資が行われ、我が国の資本市場の信頼性に大きな影響を与えたことも事実であり、かかる状況を背景に支配株主の異動を伴う募集株式の発行手続について次の改正が行われました。

すなわち、募集株式の発行等により支配株主が異動する場合には、有価証券届出書を提出していない公開会社は、払込期日等の2週間前までに株主へ通知（または公告）する必要があり、通知の日から2週間以内に、総株主の議決権の10%以上を有する株主が反対の通知をしたときは、払込期日等の前日までに株主総会の決議による承認を受けることが義務付けられました（会206の2I～III、244の2I～IV）。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは株主総会の承認は不要とされました（会206の2IV、244の2V）。

III 親子会社に関する規律

1. 多重代表訴訟制度の新設

平成9年の独占禁止法改正による持株会社の解禁、平成11年の商法改正による株式交換をはじめとする各種組織再編制度の創設等により、持株会社（ホールディング・カンパニー）によるグループ経営が普及しました。このような中、親会社

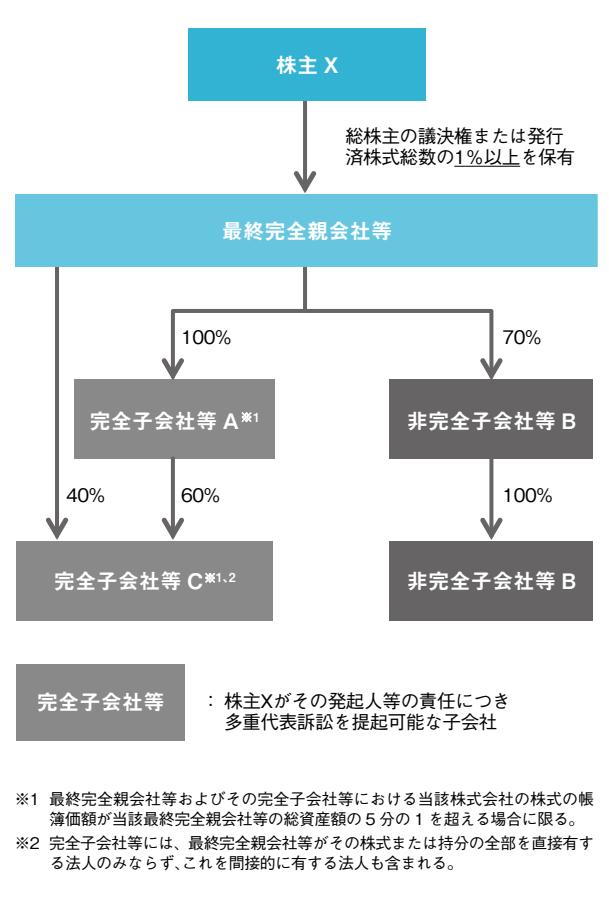
(持株会社)による子会社等の監督が不十分なため、子会社等の不祥事や業績の悪化がグループ経営に悪影響を及ぼし、親会社の株式価値が毀損するような事態が懸念されています。かかる事態から親会社の株主を保護する観点から、多重代表訴訟制度が新設されました(図表3参照)。

すなわち、株式会社の最終完全親会社等(会847の3I、II、III)の総株主の議決権または発行済株式の1%以上を有する株主は、特定責任に係る責任追及等の訴えの提起を請求することができるようになりました(会847の3I)。ここで特定責任とは、発起人等(会847I)の責任の原因となった事実が生じた日において、最終完全親会社等およびその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の5分の1を超える場合における当該発起人等の責任をいいます(会847の3IV)。

また、株式会社に最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときは、当該株式会社の総株主および当該最終完全親会社等の総株主の同意がなければ、免除することができないとされました(会847の3X)。

この制度においては、責任追及等の訴えを提起できる株主は議決権等の1%以上を有する株主とされていること、重要な完全子会社における発起人等の責任に限られていることから、

図表3 多重代表訴訟制度



特に上場会社の場合には適用範囲外となることが多く、影響は少ないものと考えられます。

2. キャッシュ・アウト法制の整備

キャッシュ・アウト(現金を対価とする少数株主の株式会社からの排除)は、意思決定の迅速化、柔軟な経営の実現、株主管理コストの削減等を実現すること等にその意義があります。他方、排除される少数株主の利益にも十分配慮しなければなりません。従来、キャッシュ・アウトを行う手法としては、株式を対価とする全部取得条項付種類株式の取得および新たな株式割当により少数株主の有する株式を端数株式とし、当該端数株式の売却代金を少数株主に交付する手法、金銭を対価とする組織再編などがありましたが、これらの手法を採る場合、原則として株主総会の特別決議を要するため(略式組織再編は不要)、キャッシュ・アウトの完了まで長い時間と多額のコストを要していました。

そこでかかるキャッシュ・アウトの問題を解消するため、特別支配株主(株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を直接または間接に保有する株主)による株式売渡請求制度が新設されました。すなわち、特別支配株主は、当該株式会社の株主の全員に対して、当該株主の有する当該株式会社の株式の全部を現物対価により売り渡すことを請求することができるようになりました(会179I、図表4参照)。

株式売渡請求は、この請求により株式を売り渡すこととなる株主(売渡株主)に対して交付する金銭やその割当てに関する事項のほか、特別支配株主が売渡株主の有する株式の取得日等を定めなければならないものとされています(会179の2I)。そして、特別支配株主が株式売渡請求をしようとするときは、株式を発行している株式会社(対象会社)の承認(取締役会設置会社においては取締役会の決議による)を受けなければなりません(会179の3I・III)。承認をした対象会社は、売渡株主に対する通知または公告のほか、事前備置手続および事後備置手続を行います。売渡株主に対する通知等により、株式売渡請求がされたものとみなされ(会179の4III)、特別支配株主は、取得日に、売渡株式を取得することになります(会179の9I)。

なお、当該制度では売渡株主の保有する株式が、特別支配株主が対価を支払っていなかったとしても特別支配株主が定めた取得日に移転することとされていることから、売渡株主に民法で定められている同時履行の抗弁権が奪われるなど、売渡株主の権利が大幅に制限される正当性が明らかではないとの指摘が国会審議においてなされたことを踏まえ、法務省令において所要の手当てがなされる見込みです⁴。

また、新たなキャッシュ・アウトの新設に伴い、排除される少数株主の利益を保護する観点から全部取得条項付種類株式

4 2014年6月19日開催参議院法務委員会谷垣禎一法務大臣発言。

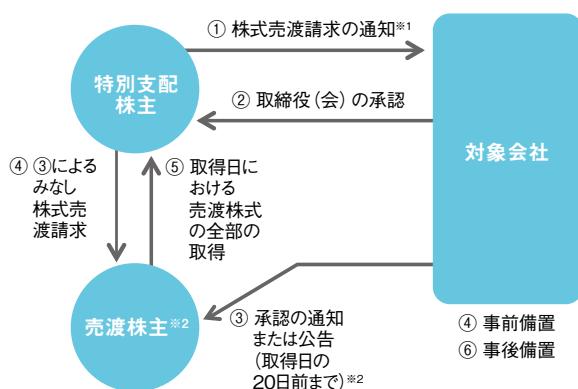
の取得手続および株式の併合手続の強化が図られました。

具体的には、全部取得条項付種類株式の取得について、事前・事後の備置、通知または公告等の情報開示手続が強化されたとともに（会171の2、172Ⅱ、Ⅲ、173の2）、その取得が法令または定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、差止めを請求することができるようになりました（会171の3）。また、株式の併合について、事前・事後の備置、通知または公告等の情報開示手続が強化されたとともに（会182の2、182の6）、差止請求権（会182の3）および端数となる株式の買取請求権（会182の4）が認められることとなりました（会182の4）。

3. 株主による組織再編の差止請求制度の拡充

従来、略式組織再編についてのみ、法令もしくは定款に違反する場合または当該略式組織再編の対価が当事会社の財産の状況その他の事情に照らして、著しく不当である場合であって、株主が不利益を受けるおそれがあるときに、株主に略式組織再編の差止請求権が認められていました（会784Ⅱ、796Ⅱ）。略式組織再編の場合、株主総会の承認が不要とされているためです。他方、略式組織再編以外の組織再編についても、株主総会の承認決議において、特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされた場合は、株主は株主総会決議取消しの訴え（会831Ⅰ③）を本案とする仮処分を申し立てることによって組織再編の差止めを裁判所に請求できるものと解釈されていました。本制度は当該解釈を明文化したものと考えられます。

図表4 特別支配株主の株式売渡請求制度



【売渡株主救済制度】

- ・株式売渡請求差止請求
- ・価格決定の申立て（取得日の20日前から前日までの期間のみ）
- ・売渡株式の取得無効の訴え

*1

- ・対象会社の承諾を得た場合に限り取得日の前日まで撤回可能
- ・対象会社の新株予約権者全員に対し売渡請求することも可

*2

- ・対象会社が振替株式発行会社である場合のみ公告

すなわち、略式組織再編以外の組織再編についても、簡易組織再編の要件を満たす場合を除き、当該組織再編が法令または定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該行為をやめることを請求することができる規則が規定されました（会784の2、796の2、805の2）。

4. 詐害的な会社分割における分割会社の債権者保護のための規定の新設

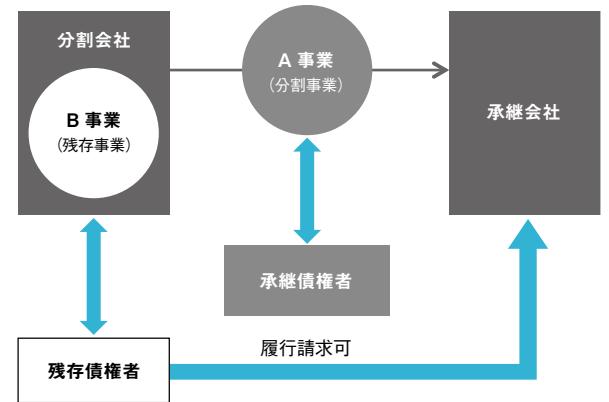
本制度は昨今、詐害的な会社分割による会社財産の流出によって、分割会社に債務の履行を請求できる債権者の債権回収の可能性を不当に害する事例がみられるようになったことから新設されました（図表5参照）。

具体的には、分割会社が、承継会社等に債務の履行の請求をすることのできない分割会社の債権者、すなわち承継会社等に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知り、会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるようになりました（会759Ⅳ本文、761Ⅳ等）。吸收分割の場合には、吸收分割の効力が生じた時における吸收分割承継会社の善意が免責事由とされています（会759Ⅳただし書等）。

債務の履行責任は、分割会社が残存債権者を害することを知り、会社分割をしたことを知った時から2年以内に請求または請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅することになります。会社分割の効力が生じた日から20年を経過したときも、同様です（会759Ⅵ、761Ⅵ）。

会社分割について異議を述べることができる不法行為債権者であって、分割会社に知られていないものは、分割会社と承継会社等の双方に対して債務の履行を請求することができることとなりました（会759Ⅱ、Ⅲ、764Ⅱ、Ⅲ）。

図表5 詐害的な会社分割



【付録 改正会社法の要約】

項目	内 容
企業統治の在り方	
社外取締役の選任の義務付けの見送り	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社外取締役の選任の義務付けはしない。ただし、改正法の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものと規定している（改正法附則25）。 ■ 取締役に対して、定時株主総会における社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務が規定されている。すなわち、事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社が、社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないとされている（会327の2）。 ■ 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）のうち、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、社外取締役が存しない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告の内容とすること、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出する場合に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類において説明することについての会社法施行規則の改正が予想される。
監査等委員会設置会社の創設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定款の定めによって、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社（改正前の委員会設置会社の呼称を変更したもの）のほか、その過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を置く、監査等委員会設置会社となることができるようになった（会326Ⅱ）。
社外取締役等に関する規律の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 親会社等・兄弟会社の関係者でないものであることが追加された（会2⑯ハ、ニ、⑯ハ、ニ）。 ■ 株式会社の関係者の近親者でないことが追加された（会2⑯ホ、⑯ホ）。 ■ 社外性要件に係る対象期間が就任前10年間における株式会社等との関係に限定された（会2⑯イ、ロ⑯イ、ロ）。 ■ 業務執行取締役・執行役または支配人その他の使用人でない取締役、すべての監査役は、責任限定契約を締結することができることになり、これに伴い責任限定限度額についても見直された（会425Ⅰ）。
株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）について、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図る会社法施行規則の改正が予想される。 ■ 内部統制システムの運用状況の概要を事業報告の内容に追加する会社法施行規則の改正が予想される。
会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査役設置会社において、株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容は、監査役（会）が決定する（会344Ⅰ、Ⅲ）。 ■ 監査等委員会設置会社についても、会計監査人の選解任等の議案の内容は監査等委員会が決定する（会399の2Ⅲ②）。 ■ 会計監査人の報酬の決定・同意権の所在についての変更はないが、権限行使の状況を監査報告または事業報告において開示する会社法施行規則の改正が予想される。
支配株主の異動を伴う募集株式の発行等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募集株式の発行等により支配株主が異動する場合における、有価証券届出書を提出していない公開会社による通知（または公告）および一定割合の議決権を有する株主が反対したときの株主総会の決議が義務付けられた（会206の2Ⅰ～Ⅲ、244の2Ⅰ～Ⅳ）。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは株主総会の承認は不要（会206の2Ⅳ、244の2Ⅴ）。
仮装払込みによる募集株式の発行等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発起人が設立時発行株式の払込金額の払込みまたはその出資に係る金銭以外の財産の全部の給付を仮装した場合には、仮装した払込金額の全額の支払または出資に係る金銭以外の財産の全部の給付をしなければならなくなつた（会52の2Ⅰ）。 ■ 募集株式の引受人が募集株式の払込金額の払込みまたは金銭以外の財産の給付を仮装した場合には、払込を仮装した払込金額の全額の支払または金銭以外の財産の全部の給付をしなければならなくなつた（会213の2Ⅰ）。この義務を免除するには、総株主の同意を要する（同条Ⅱ）。 ■ 出資の履行を仮装することに関与した取締役等も、同様の支払義務を負う。取締役等は、出資の履行を仮装したものを除き、その職務を行つて注意を怠らなかつたことを証明すれば免責される（会52の2Ⅱ、213の3Ⅰ）。 ■ 発起人または募集株式の引受人は、これらの義務が履行された後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利行使することができない（会52の2Ⅳ、209Ⅱ）。 ■ 募集株式の譲受人は、悪意または重過失があるときを除き、株主の権利行使することができる（会209Ⅲ）。

【付録 改正会社法の要約】 つづき

項目	内 容
企業統治の在り方 つづき	
新株予約権無償割当てに関する割当通知	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新株予約権割当ての効力発生日後、遅滞なく、株主に対し割当通知をしなければならなくなつた（会279Ⅱ）。 ■ 行使期間の末日が割当通知の日から2週間を経過する日前に到来する場合には、行使期間は、割当通知の日から2週間を経過する日まで延長されたものとみなされる（会279Ⅲ）。
親子会社に関する規律	
多重代表訴訟制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株式会社の最終完全親会社等（会847の3Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の総株主の議決権または発行済株式の1%以上を有する株主は、特定責任に係る責任追及等の訴えの提起を請求することができることとされた（会847の3Ⅰ）。 ■ 特定責任とは、発起人等（会847Ⅰ）の責任の原因となつた事実が生じた日において、最終完全親会社等およびその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の5分の1を超える場合における当該発起人等の責任をいう（会847の3Ⅳ）。 ■ 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときは、当該株式会社の総株主および当該最終完全親会社等の総株主の同意がなければ、免除することができない（会847の3Ⅹ）。 ■ 内部統制システムの内容に、当該株式会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制が含まれる旨が定められた（会348Ⅲ④、362Ⅳ⑥、416Ⅰ①ホ）。
株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株主は、株式会社の株主でなくなった場合であっても、①当該株式会社の株式交換・株式移転により完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するときまたは②当該株式会社が消滅会社となる吸収合併により、存続会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するときには、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの提起を請求することができることとされた（会847の2Ⅰ）。 ■ 当該提起請求は、当該株式交換等の効力発生日までにその原因となつた事実が生じたものに係る責任追及等の訴えに限り、その対象とすることとなる（会847の2Ⅰ）。
親会社による子会社の株式等の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株式会社は、その子会社の株式等の全部または一部の譲渡をする場合であって、次のいずれにも該当するときは、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならなくなつた（会467Ⅰ②の2）。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該譲渡により譲り渡す株式等の帳簿価額が当該株式会社の総資産額（算定方法は法務省令で定める）の5分の1を超える。 ②当該株式会社が、当該譲渡の効力発生日において、当該子会社の議決権の総数の過半数を有しない。
子会社少数株主の保護	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別注記表等に表示された親会社等との利益相反取引に關し、株式会社の利益を害さないように留意した事項、当該取引が株式会社の利害を害さないかどうかについての取締役（会）の判断およびその理由等を事業報告の内容とし、これらについての意見を監査役（会）等の監査報告の内容とする会社法施行規則の改正が予想される。
キャッシュ・アウト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を直接または間接に保有する株主）は、当該株式会社の株主の全員に対して、当該株主の有する当該株式会社の株式の全部を現物対価により売り渡すことを請求することができるようになった（会179Ⅰ）。 ■ 全部取得条項付種類株式の取得について、事前・事後の備置、通知または公告等の情報開示手続が強化されるとともに（会171の2、172Ⅱ、Ⅲ、173の2）、その取得が法令または定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、差止めを請求することができるようになった（会171の3）。 ■ 株式の併合について、事前・事後の備置、通知または公告等の情報開示手続が強化されるとともに（会182の2、182の6）、差止請求権（会182の3）および端数となる株式の買取請求権（会182の4）が認められた（会182の4）。
組織再編における株式買取請求等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 組織再編における株式買取請求等については、当該請求に係る株式が振替株式である場合等について、買取口座の制度が創設された（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の社債、株式等の振替に関する法律155等）。 ■ 株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生日が、株式買取請求権が生ずる原因となる行為の効力発生日に統一された（会117Ⅵ、470Ⅵ、786Ⅵ等）。 ■ 株券が発行されている株式について買取請求する場合の手続が見直され（会116Ⅵ、469Ⅵ、785Ⅵ等）、株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度が創設された（会117Ⅴ、172Ⅴ、179の8Ⅲ、182の5Ⅴ、470Ⅴ、786Ⅴ等）。 ■ 簡易組織再編・簡易事業譲渡の場合に、反対株主や、略式組織再編・略式事業譲渡の場合の特別支配会社は、株式買取請求権を有しないこととなった（会469Ⅰ②・Ⅱ②Ⅲ、785Ⅱ②Ⅲ、797Ⅰただし書・Ⅱ②・Ⅲ）。

【付録 改正会社法の要約】 つづき

項目	内 容
親子会社に関する規律 つづき	
組織再編等の差止請求	■ 略式組織再編以外の組織再編についても、簡易組織再編の要件を満たす場合を除き、当該組織再編が法令または定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該行為をやめることを請求することができるようになった（会784の2、796の2、805の2）。
会社分割等における債権者の保護	■ 分割会社が、承継会社等に債務の履行の請求をすることができる分割会社の債権者、すなわち承継会社等に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるようになった（会759IV本文、761IV等）。吸収分割の場合には、吸収分割の効力が生じた時における吸収分割承継会社の善意が免責事由とされている（会759IVただし書等）。
その他	
金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求	■ 要綱では、株主は、他の株主が金融商品取引法上の公開買付規制に違反した場合において、違反する事実が重大であるときは、当該他の株主に対し、違反により取得した株式についての議決権行使の差止請求をすることができる事が示されていたが、改正法案では見送られた。
株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由	■ 現行法の株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由として、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき」（会125条3項3号、252条3項3号）が削除された。
その他	■ 募集株式が譲渡制限である場合等の総数引受け契約について、原則として、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）を要することになった（会205II、244III）。
	■ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めが登記事項に追加された（会911III⑯）。
	■ いわゆる人的分割をする場合、会社法445条4項の規定による準備金の計上は要しないことになった（会792、812）。
	■ 株式の併合をする場合、公開会社でない株式会社が定款変更により公開会社となる場合、新設合併等の場合における発行可能株式総数に関する規律が見直された（会180II④・III、182II、113III②、814I）。
	■ 特別口座の移管の制度が新設された（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の社債、株式等の振替に関する法律70の3、127の8の2、133の2、169の2、198の2）。

【参考情報】

法務省民事局参事官室「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」（平成23年12月）
<http://www.moj.go.jp/content/000082648.pdf>
「会社法制の見直しに関する要綱」の概要
<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/accounting-financial-topics/pages/companies-act-201209.aspx>
「会社法の一部改正に関する法律案」等の国会提出について
<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/accounting-financial-topics/pages/companies-act-201312.aspx>

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任あづさ監査法人
TEL : 03-3266-7503 (代表番号)

パートナー 和久 友子
tomoko.waku@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 増田 靖史
yasushi.y.masuda@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.